

仕 様 書

受注者は広島市民球場東バス駐車場の警備・運営及び利用料金収納業務（単価契約）（以下「委託業務」という。）を下記の仕様により実施するものとする。

1 目 的

本業務は、広島市民球場東バス駐車場において、利用者の安全及び利便性の確保並びに周辺の生活環境保全を図るため、駐車場施設の警備・運営、駐車場利用料金の収納の業務を行うものである。

2 業務場所

広島市南区南蟹屋二丁目1番

※ バス専用駐車場：駐車台数 49台

3 実施日

(1) 委託業務の実施日は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 実施日の想定日数は次表のとおりとする。

区 分	実施日数 (想定)
プロ野球公式戦等非開催日 (金・土・日曜日、祝祭日、連休前日)	130日
プロ野球公式戦等非開催日 (上記以外)	160日
プロ野球公式戦等開催日	71日
ナイトゲームの場合	55日
デーゲームの場合	16日
プロ野球公式戦等が雨天等により不成立となる日	4日
ナイトゲーム 15時以前に試合不成立となる場合	1日
ナイトゲーム 15時以降に試合不成立となる場合	1日
デーゲーム 11時以前に試合不成立となる場合	1日
デーゲーム 11時以降に試合不成立となる場合	1日

※プロ野球公式戦等には次のものを含む。

- ・プロ野球オールスターゲーム
- ・プロ野球クライマックスシリーズ
- ・プロ野球日本シリーズ

4 駐車場運営時間

バスの入出場時間は次表のとおりとする。

区分	入出場時間
プロ野球公式戦等非開催日	7時30分から21時まで
プロ野球公式戦等開催日	7時30分から試合終了後1時間30分まで (試合終了後1時間30分が21時を超えない場合は21時まで) ※ 試合途中で天候不良等により試合不成立となった場合には、 試合終了後を試合中止後に読み替える。

5 業務内容

受注者は、関係法令を遵守し、次の業務を実施するものとする。

- ・予約の受付
- ・予約完了通知書の発行
- ・場内、出入口、周辺道路等で人、車両の整理・案内誘導
- ・入口における予約完了通知書の確認
- ・利用料金の徴収・領収書の交付
- ・発注者が指示する内容を示した駐車券、領収書の作成
- ・仮設便所の清掃、汲取り及びトイレトペーパー等消耗品の補充
- ・時間外入出場の制限
- ・カラーコーン・案内看板等の設置及び撤去
- ・場内の工作物、設備類の安全管理
- ・不法利用者の排除
- ・車両の空ぶかし、大声等の迷惑行為に対する指導及び注意
- ・発電機式照明設備の点灯及び消灯並びに燃料の補給
- ・清掃及び軽微な補修
- ・その他委託業務の遂行に必要な事項

6 業務実施責任者等の配置・資格等

- (1) 受注者は、本委託業務を円滑、適正に遂行できるよう従業員の中に業務実施責任者を定めるものとする。
- (2) 受注者は、バス駐車場における利用者の安全確保と円滑な駐車場運営を図るよう、雑踏警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員の資格を有する警備責任者を定めるものとする。
- (3) 業務実施責任者と警備責任者は兼務することができる。
- (4) 受注者は、配置する業務実施責任者及び警備責任者の住所、氏名を発注者に報告するものとする。
- (5) 警備責任者については、検定合格証明書の写しを発注者に提出するものとする。
- (6) 警備責任者は、他の周辺施設の警備会社と連携を図り、交通の状況把握と総合的判断に努め、各警備員等に指揮、命令を行うとともに、必要に応じて現場巡視を行うものとする。
- (7) 警備責任者は、プロ野球公式戦等開催日の警備については、必要に応じて警備会議に参加し、他の警備会社と連携を図り警備を行うものとする。

7 実施方法等

(1) 利用料金

利用料金については次表のとおりとする。(発注者の都合により、次表の内容を変更した場合は、発注者の指示に従い対応すること。)

利用区分	利用料金	
	単位	金額
一般利用	1台1回につき	2,000円
一時待機利用 (60分以内)	無料	
空港リムジンバス (時間制限なし)		

(2) 予約受付

ア 予約受付期間等は次表のとおりとする。

期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 (原則として予約受付は利用予定日の前日までを可能とする)
時間	予約受付時間は9時から17時までとする。 なお、予約受付時間外であっても可能な限り受付や申込者からの問い合わせに対応すること。

イ 予約受付方法

(ア) 予約受付方法は、電話、FAX及びEメールでの申込みに対応できるようにすること。なお、Webサイトでの受付も可能とする。

(イ) 受付日、利用日、受付番号、団体名、台数、連絡先、一般・カープ観戦の別を記載した予約受付台帳を作成し、予約受付を管理すること。

(ウ) 予約の受付は先着順で取り扱うものとする。

(エ) 受付完了後、速やかに予約申し込みが完了したことを通知する文書等（以下「予約完了通知」という。）を、当該申込者に交付するものとする。

(オ) 予約完了通知は受付番号、利用日、利用料金、駐車場の位置、入退場の動線、利用時間（閉門時間）、料金の支払方法、払戻ししない旨の説明、発行者（広島市）、問合せ先（受託者）等及び当該予約完了通知を試合当日に持参する旨を明記した上、当該申込者に交付するものとする。

(カ) 予約完了通知の交付は、受付時期や相手方の都合を考慮の上、手交、郵送、FAX又はEメール、Web画面による通知のいずれの方法も可とする。

(キ) 受注者は、毎月15日までに前月分の予約受付状況を発注者に報告するものとする。

(3) 利用受付方法

駐車場の入口で利用希望者から予約完了通知の提示を求め、確認の上、利用料金を徴収するものとし、利用区分毎の利用受付方法は、次表のとおりとする。

なお、利用希望者が予約完了通知を所有していない場合、別の方法で予約が確認できるときは、利用を認めるものとする。

利用区分	受付方法
一般利用・プロ野球観戦	①駐車場入口で利用者に利用区分を確認する。 ②入庫時間を記入した用紙（駐車券）を渡す。 ③区分に応じた利用料金を徴収し領収書を交付した後入庫させる。 ④出庫時に駐車券を回収し出庫させる。
一時待機利用	①駐車場入口で利用者に利用区分を確認する。 ②入庫時間を記入した用紙（駐車券）を渡す。 ③利用料金を徴収せず入庫させる。 ④出庫時に駐車券を回収し出庫させる。 ⑤-1 利用時間が入庫から60分を超えている場合は、利用料金を徴収し領収書を交付する。 ⑤-2 利用時間が入庫から60分を超えていない場合は、利用料金を徴収せず出庫させる。
空港リムジンバス	①駐車場入口で利用者に利用区分を確認する。 ②入庫時間を記入した用紙（駐車券）を渡す。 ③利用料金を徴収せず入庫させる。 ④出庫時に駐車券を回収し出庫させる。

◇発注者の都合により利用受付方法を変更した場合は、発注者の指示に従い対応すること。

(4) 収納事務の処理

- ア 受注者は、収納した利用料金を安全な方法で保管するものとする。
- イ 受注者は、収納した利用料金を所定の収納日計表に記入し、その収入を明らかにするものとする。
- ウ 受注者は、発注者が発行する納付書により、毎月15日までに、前月分に収納した利用料金を指定金融機関又は収納代理金融機関へ払い込むものとする。
- エ 受注者は、毎月15日までに、前月分に収納した利用料金の内容を示す収納日計表の写しと領収原符を発注者に提出するものとする。

(5) 仮設便所の清掃

仮設便所の清掃等を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔な状態を維持すること。また、トイレトーパー等の使用状況を確認し、常に使用可能な状態にしておくこと。
し尿の汲取は一般財団法人広島市都市整備公社と調整し、汲取り作業は駐車場利用の支障とならないよう定期的に行うこと。なお、汲取手数料は受注者の負担とする。

[参考]

仮設便所の汲取り見込み量 5,535リットル
し尿処理手数料の額 18リットルにつき80円

(6) その他

- ア 駐車場の出入口については、利用時間外の車両の出入りをさせないよう施錠すること。
なお、受注者の負担で施錠ができるよう鍵、鎖等を準備すること。
- イ 利用区分に応じた駐車区画をロープ・カラーコーン等で区別し駐車させることとする。
なお、ロープ・カラーコーン等は受注者の負担で設置すること。
- ウ プロ野球開催時の一般利用については、プロ野球観戦者用バスとその他バスを区別して駐車させること。
- エ 発注者の都合により、駐車場の形状等を変更した場合は、発注者の指示に従い対応すること。

8 備品の設置

次表のとおり、警備・運営に必要な備品を適切に設置することとし、運営に支障とならないよう定期的に点検し、常に使用可能な状態にしておくこと。

なお、設置及び維持管理に係る点検等の費用は受注者の負担とする。

備品種類	数量	標準仕様
照明（投光器）	2台以上	[全高] 1.8m 程度 [全光束] 540lm×4灯 程度 [電源] エンジン式または太陽光発電機
仮設便所（和式） ペダル式簡易水洗	1台	[全長×全幅×全高] 1,500mm×900mm×2,600mm 程度 [便槽容量] 450リットル 程度
ガードマンボックス 2人用	1台	[全長×全幅×全高] 1,800mm×1,400mm×2,400mm 程度

9 照明設備の管理運営

日没以降は照明を点灯させ、施設利用に支障をきたさないようにするとともに、通行の安全を図ること。

照明灯に球切れや故障があった場合は速やかに発注者に報告するとともに必要な応急措置を図ること。

エンジン式発電機の燃料及び油脂類は、定期的に補給及び交換し、常に使用可能な状態にしておくこと。

なお、燃料代等は受注者の負担とする。

[参考：照明設備の概要]

種類	照明設備の数量等	燃料消費見込量	燃料の種類
ディーゼルエンジン発電機 4灯式投光機	400W×4灯 2台	2, 370リットル	軽油

10 警備体制

(1) 警備実施日の警備体制は5日前の予約受付台数により体制を決定する。

区 分		想定日数 (日)	
		予約台数	
		0～20台	21～49台
プロ野球公式戦等非開催日 (金・土・日曜日、祝祭日、連休前日)		125	5
プロ野球公式戦等非開催日 (上記以外)		157	3
プロ野球公式戦等開催日 (ナイトゲーム)		27	28
プロ野球公式戦等開催日 (デーゲーム)		8	8
プロ野球公式 戦等開催日 (ナイトゲーム)	15時以前に試合不 成立となる場合	1	
	15時以降に試合不 成立となる場合	1	
プロ野球公式 戦等開催日 (デーゲーム)	11時以前に試合不 成立となる場合	1	
	11時以降に試合不 成立となる場合	1	

(2) 各警備体制の配置人員は次表のとおりとする。なお、警備員種類における警備責任者は、雑踏警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員とする。

区分	予約台数(台)	警備員種類	警備実施時間
プロ野球公式戦等非開催日 (金・土・日曜日、祝祭日、 連休前日)	0～20	警備員A	7時30分から21時まで
		警備員B	7時30分から21時までの間で連続4時間
	21～49	警備員A	7時30分から21時まで
		警備員B	7時30分から21時までの間で連続4時間
プロ野球公式戦等非開催日 (上記以外)	0～20	警備員A	7時30分から21時まで
	21～49	警備員A	7時30分から21時まで
		警備員B	7時30分から21時までの間で連続4時間
プロ野球公式戦等開催日 (ナイトゲーム)	0～20	警備責任者	15時から試合終了後1時間30分まで
		警備員A	7時30分から試合終了後1時間30分まで
		警備員B	15時から試合終了後1時間30分まで
	21～49	警備責任者	15時から試合終了後1時間30分まで
		警備員A	7時30分から試合終了後1時間30分まで
		警備員B	15時から試合終了後1時間30分まで
プロ野球公式戦等開催日 (デーゲーム)	0～20	警備責任者	11時から21時まで
		警備員A	7時30分から21時まで

	21～49	警備員B	11時から21時まで
		警備責任者	11時から21時まで
		警備員A	7時30分から21時まで
		警備員B	11時から21時まで
プロ野球公式戦等開催日（ナイトゲーム） 15時以前に試合不成立となる場合		警備員A	7時30分から21時まで
		警備員B	7時30分から15時まで
プロ野球公式戦等開催日（ナイトゲーム） 15時以降に試合不成立となる場合		警備責任者	15時から試合中止後1時間30分まで
		警備員A	7時30分から21時まで
		警備員B	15時から試合中止後1時間30分まで
プロ野球公式戦等開催日（デーゲーム） 11時以前に試合不成立となる場合		警備員A	7時30分から21時まで
		警備員B	7時30分から試合中止まで
プロ野球公式戦等開催日（デーゲーム） 11時以降に試合不成立となる場合		警備責任者	11時から試合中止後1時間30分まで
		警備員A	7時30分から21時まで
		警備員B	7時30分から試合中止後1時間30分まで

- (3) 受注者は、プロ野球公式戦等開催日は球場開門までに球場及び球場周辺警備業者と打合せをし、各警備業者間で連絡が迅速かつ確実に伝わるよう指揮体系を明確にし、連携がとれるようにすること。
- (4) 受注者は、体調不良等、業務実施時間内において警備等が実施できない事由が生じた場合は、速やかに交替要員を配置すること。

11 警備員

- (1) バス駐車場の現地に配置する警備員は、この仕様書に定める業務に支障なく従事できる者であること。なお、警備員に不適格と認められる者がいるときは、発注者は受注者に対して警備員の交代を求めることができるものとする。
- (2) 受注者は、警備員に受注者指定の制服及び制帽を着用させ、身分証明書等により氏名を明示し、警備員であることを明瞭にさせるものとする。
- (3) 勤務中は丁寧な応対に努め、粗暴な言葉遣いや態度で利用者等に不快感を与えないよう注意するものとする。

12 装具等

- (1) 警備員は、常時通信可能な無線機等を携帯し、連携を密に行うことができるようにするものとするほか、警備上必要と認められるものを装具するものとする。
- (2) 業務実施に必要な器材、消耗品、被服等にかかる費用はすべて受注者の負担とする。

13 業務実施報告書の提出等

- (1) 受注者は、毎月15日までに前月分の業務実施報告書を発注者に提出するものとする。
- (2) 発注者は、前項の業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に、履行を確認するための検査を行うものとする。
- (3) 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の履行等必要な措置を講じるものとする。

14 委託料の支払い

- (1) 受注者は、上記の検査に合格した後、契約書記載の区分に応じて委託料の支払いを請求するものとする。
- (2) 発注者は、前号の規定による請求を受けた時は、契約書に記載する日までに受注者に委託料を支払うものとする。

15 報告事項等

- (1) 受注者は、業務中において事故が発生し、若しくはそのおそれのある場合又は業務対象施設内の設備等が滅失し、若しくは損傷した場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、発注者の指示を受けるものとする。
- (2) 受注者は、業務対象施設内の設備等の滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき理由により生じたときは、受注者の負担においてその設備等を原状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

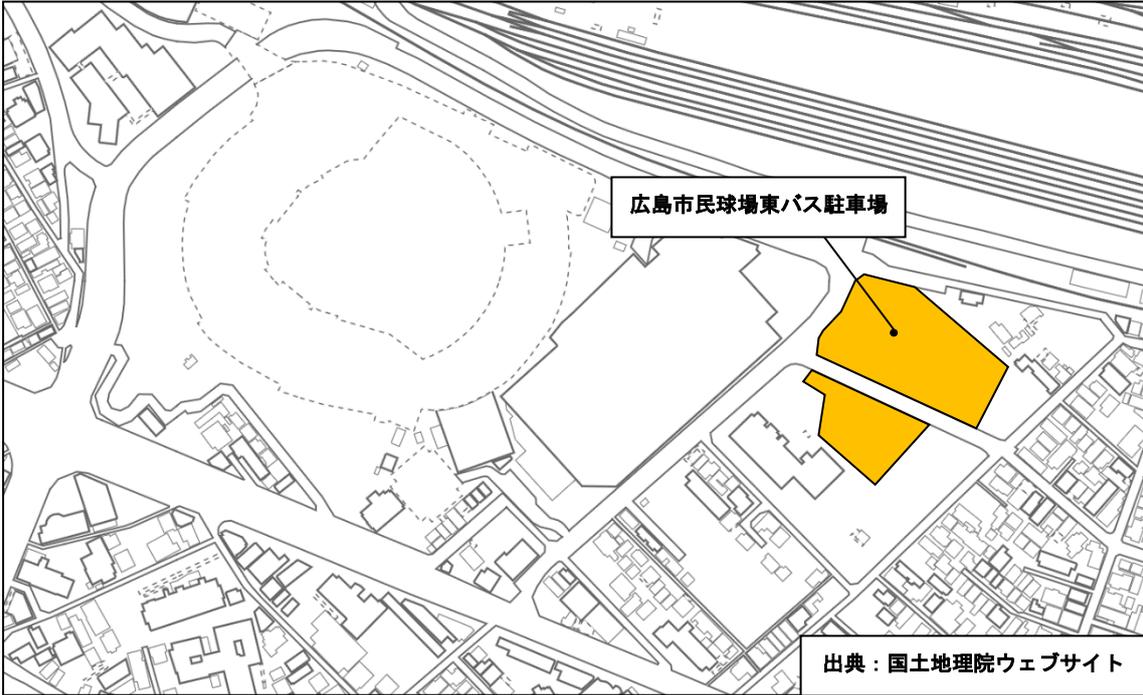
16 使用印鑑の届出

受注者は、利用料金を徴収した際に交付する領収書に押印する領収印の印影を、あらかじめ発注者に届け出るものとする。領収印を変更する場合も同様とする。

17 その他

この仕様書に疑義のあるとき又は定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、定めるものとする。

広島市民球場東バス駐車場



駐車場レイアウト

